

ご依頼いただく場合は、下記をご一読いただき
NTT 固定電話の場合 116 へ
携帯電話・NTT 以外の固定電話の場合 0120-116-000 へお電話ください。

建設工事等に伴うNTT東日本架空ケーブル等への防護措置に係わる費用負担について

NTT東日本茨城支店（支店長長野公秀水戸市北見町8-8）では、建設工事等に際し、NTT東日本が所有する架空ケーブル等に近接する場合、ケーブル防護カバー設置等のご依頼をいただいておりますが、本件に関するNTT東日本の対応につきまして、「平成25年8月1日」受付分より有償とさせていただきますので、改めてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

NTT東日本が所有する架空ケーブル等に対する損傷事故（部外工事要因）に伴う電気通信サービスの中断等は、近隣の社会生活に大きな影響を及ぼしております。

建設工事等に際しては、建設業法第28条により、公衆に危害を及ぼさないよう建設工事を適切に施工することが義務付けられており、具体的には、(1)建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、架空線等上空施設へ接触・切断の可能性があると考えられる場合には、必要に応じて架空線上空施設へ防護カバー設置等の保安措置を行うこと（土木工事安全施工技術指針（平成21年3月 国土交通省））及び、(2)架空線等に近接して工事を施工する場合には、保安上必要な措置を行うこと（建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成5年1月12日建設省））等が定められております。

つきましては、建設工事等において公衆に危害を及ぼさないよう適切に施工する義務を負う建設工事等の施工者様に、原因者負担の原則に基づき、[NTT東日本架空ケーブル防護カバー設置作業に要した費用](#)をご負担いただきたいと存じます。